

## ○ 外国人技能実習生受入事業個人情報適正管理規程

(令和元年10月1日制定)

(目的)

第1条 この規程は、組合の個人情報保護方針に基づき、外国人技能実習生受入事業（以下「事業」という。）にかかる個人情報の取扱いの基本事項を定めたもので、個人情報の保護と適正な利用を図ることを目的とする。

(個人情報取扱者及び責任者)

第2条 事業にかかる個人情報を取扱う事業所内の職員（以下、個人情報取扱者という。）の範囲は、所管部署とする。個人情報取扱責任者は、監理責任者とする。

(教育・研修の実施等)

第3条 監理責任者は、個人情報取扱者に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。また、監理責任者は3年に一度、主務大臣が適当と認めて公示した機関（養成講習機関）によって実施される講習（養成講習）を受講するものとする。

(本人からの開示請求等への対応)

第4条 個人情報取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があり、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、監理責任者は技能実習生等への周知に努めることとする。

(苦情対応)

第5条 技能実習生等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合、所管部署が窓口となり、誠意を持って適切な処理をすることとする。

附 則

1 この規程は、令和元年10月1日から施行する。